

横浜市火災予防条例の一部改正について

第19条(避雷設備の位置構造)

【趣旨】

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第33号)により、「**日本工業規格**」が「**日本産業規格**」に改められたことに伴い、所要の整備を行います。

○改正内容

現行

消防長が指定する「**日本工業規格**」に適合するもの



改正後

消防長が指定する「**日本産業規格**」に適合するもの

○施行期日:令和元年7月1日

第35条の5(住宅用防災警報器等の設置の免除)

【趣旨】

住宅にスプリンクラー設備が設置されているときは、住宅用防災警報器等を設置しないことができますが、その場合のスプリンクラーヘッドの基準を定める省令の一部が改正※され、閉鎖型スプリンクラーヘッドの条件について、「作動時間が60秒以内」から、「種別が1種」のものに改められたことに伴い、所要の整備を行います。



閉鎖型スプリンクラーヘッド
(出典:日本消防検定協会ホームページ)

※「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例」の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)

○改正内容

現行

標示温度が75度以下で「**作動時間が60秒以内**」の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているもの



改正後

標示温度が75度以下で「**種別が1種**」の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているもの

【参考】

標示温度が75度以下で「種別が1種」の閉鎖型スプリンクラーヘッドは、すべて「作動時間が60秒以内」です。

○施行期日:公布日

第45条(消火器具に関する基準)

【趣旨】

横浜市火災予防条例では、複合用途防火対象物※の特性を踏まえ、「延べ面積150㎡以上の複合用途防火対象物」に対して、コンロなどの火気使用設備等の有無に関わらず、各階に消火器の設置を義務付けています。新潟県糸魚川市の火災を受けた政省令改正により、飲食店等に対する規制が強化され、火気使用設備等を設けた飲食店等については、建物規模の大小に関わらず、消火器の設置が義務付けられました。ただし、今回の政省令改正により、一部の飲食店等について、火気使用設備等が設けられていない階には**消火器の設置が不要**となる場合が生じてしまうことから、**現行の消火器の設置基準を維持**するため、条例の一部を改正するものです。

※複合用途防火対象物…いわゆる雑居ビルのような複数の用途が混在する防火対象物

1 政省令の改正内容(消防法施行令第10条第1項第1号ロ、消防法施行規則第6条)

建物規模の大小に関わらず、火気使用設備等を設けた飲食店等に消火器の設置が義務付けられました。ただし、「**小規模特定飲食店等**※」については、**火気使用設備等が設けられた階のみ、消火器が必要となり、火気使用設備等が設けられていない階には、消火器は不要となります。**

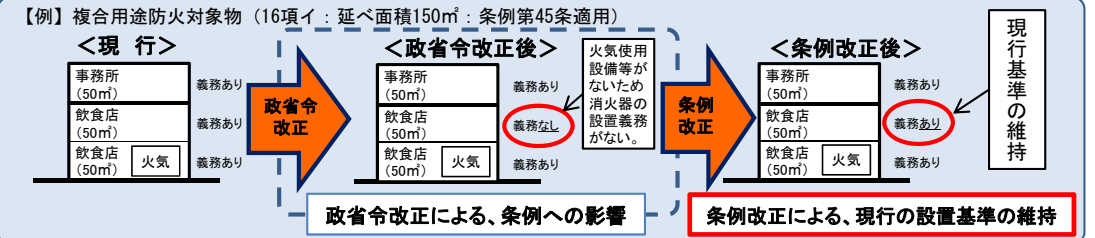


火気使用設備等がないため消火器の設置義務がない。

※小規模特定飲食店等…延べ面積150㎡未満の飲食店等で火気使用設備等を設けたもの

2 条例の改正内容

条例で消火器の設置が必要な複合用途防火対象物において、政省令改正により、消火器の設置が不要となる「**火気使用設備等が設けられていない階**」について、**現行の消火器の設置基準を維持**するため、条例の一部を改正します。



○主な改正内容

【条例第45条第1項】

「**小規模特定飲食店等**」に該当する場合、条例の規定により消火器を設置するよう改正するものです。

現行	改正(案)
第45条第1項 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。	第45条第1項 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号(第1号ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。)に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

小規模特定飲食店等

【第4項から第7項まで】

「**小規模特定飲食店等**」に対する消火器の設置に関する技術上の基準※について、現行の基準を維持するために規定するものです。

※技術上の基準…消火器の配置間隔や消火能力など(第4項:防火対象物の階ごとに歩行距離20m以下の配置、第5項:電気設備に適応した消火器の歩行距離20m以下の配置、第6項・第7項:消火器の消火能力)

○施行期日:令和元年10月1日